

大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画策定支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

**1 委託業務の仕様**

別添1「大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画策定支援業務仕様書」のとおり

**2 提案の募集方法及び業務期間**

(1) 募集方法

公募型プロポーザル（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、令和5年1月17日（火）午後5時15分までに、別紙様式「公募型プロポーザル参加資格確認書兼参加申込書」を8に示す場所に電子メール又はファクシミリにより提出すること。

(2) 業務期間

契約締結日から令和5年6月30日まで

**3 予算額**

金8,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

**4 参加資格要件**

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 令和5年1月6日から本件業務の企画提案資料の提出の日までの間のいずれの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 委託業務の履行について、鳥取県と綿密な連絡及び迅速な対応ができ、鳥取県の要請により速やかに対処できる者であること。
- (5) 共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、その場合は当該共同事業体の構成員が、上記条件を全て満たしていること。

また、共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

**5 評価方法**

提案の評価は、4の参加資格要件を満たしている者が提出した企画提案資料及び12に示すプレゼンテーションの内容により、大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において各審査員が行う。

なお、審査項目は以下のとおりとする。

ア 企画提案

- (ア) 事業の目的及び仕様に沿った企画になっているか。
- (イ) 独自のアイデアが盛り込まれ、オリジナリティのある提案となっているか。
- (ウ) 国内外からの来場者が実際に鳥取県へ足を運ぶきっかけとなるような構成・内容の提案がなされているか。
- (エ) 万博会場来場者を鳥取県スペース（仮称）へ効率的・効果的に誘導するための提案がなされているか。
- (オ) 人種や文化の違い、障害の有無に関わらず、全ての人が展示を理解できるような内容の提

案となっているか。

(カ) 運営計画の企画・立案に経済性、効率性、効果性に配慮した適切な提案がなされているか。

(キ) 企画提案に見合った適切な経費になっているか。

イ 事業を実施するために妥当なスケジュールが設定されているか。

ウ 業務を的確に遂行できる体制、技術、知見があるか。

エ 過去に類似業務において優れた実績を上げているか。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有しているか。

## 6 選定方法

審査会において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行う。これらの方法による採点の結果、最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

また、審査結果は、鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/kokusaikankou/>) で公表するとともに、提案者全員に通知する。

詳細は別添2「大阪・関西万博鳥取県スペース（仮称）等展示基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査要領」のとおりとする。

## 7 書類選考の実施

この公募型プロポーザルへの参加者が多数の場合は、提出された企画提案資料の内容を基に、審査会の各審査員により事前に審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行い、プレゼンテーションへの参加者を決定することとし、その結果は応募者全員に別途通知する。

## 8 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課

電話 0857-26-7310 / ファクシミリ 0857-26-8308

電子メール kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp

## 9 提出書類

以下の（１）から（３）までの書類（以下「企画提案資料等一式」という。）をPDFファイルに変換し、同ファイルを記録した電子媒体を併せて提出すること。

### （１）企画提案資料 ６部

ア 企画提案資料は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

イ 企画提案資料には、次の内容を記載すること。

（ア）企画提案書

（イ）実施スケジュール

（ウ）業務遂行体制、技術、知見

（エ）類似業務の実績

### （２）会社概要 ６部

任意様式とするが、概要には「会社名」、「代表者職・氏名」、「本社所在地」、「県内事業所の有無及び県内事業所の所在地」、「資本金」、「従業員数」、「設立年」、「会社の子会社名及び特記事項」を含むものとする。

### (3) 見積書 1部

任意様式とするが、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額を記載することとし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、見積金額の積算内訳が分かる資料を添付すること。

なお、3に示す予算額を超える見積書は無効とする。

## 10 企画提案資料の提出

### (1) 提出場所・部数

9の提出書類を8の場所に郵送又は持参により提出すること。

### (2) 提出期限

令和5年1月27日（金）午後5時15分必着

## 11 質問事項等について

企画提案資料作成に係る内容及び方法等についての質問は、電子メール又はファクシミリにより、8の場所に令和5年1月17日（火）午後5時15分までに提出すること。

なお、質問のあった事項については、回答状況を鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kokusaikankou/>)で逐次公開する。

## 12 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 令和5年2月7日（火）（予定） 時間は別途通知する。

(2) 場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁（予定）場所は別途通知する。

### (3) 実施方法等

同日、別途通知する時刻までに受付をすること。

プレゼンテーションは、一提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間設ける。

## 13 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行ない、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案資料の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 14 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 15 契約締結までのスケジュール

令和5年 1月6日（金）	プロポーザル公募開始
1月17日（火）	参加申込みの締切り
1月17日（火）	質問事項の締切り
	※質問内容の回答状況は逐次ホームページで公開する。
1月27日（金）	企画提案資料等一式の提出期限
	※応募状況により書類選考を実施します。
2月3日（金）	書類選考結果及びプレゼンテーション（審査会）の案内（時

間順番等)  
2月7日(火) プレゼンテーションの実施  
2月8日(水)以降 審査結果の通知、契約締結

## 16 開示請求

受注者が提出した企画提案資料等一式は、鳥取県情報公開条例(平成12年3月28日鳥取県条例第2号)第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

## 17 その他

### (1) 企画提案資料の無効

4の参加資格のない者が提出した企画提案資料及び虚偽の記載がなされた企画提案資料は、無効とする。

### (2) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (3) 著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画提案資料等一式に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

### (4) 企画提案資料等一式の返却

企画提案資料等一式は、原則返却しない。

### (5) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(6) 受注者は、本件業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を守らなければならない。

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託業務の目的の範囲内で行う。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還する。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法による。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。